



行財政システム再構築プランに沿って町が進める施策の一つにある、都市計画税の西部地区の課税についてご説明します。

■ 都市計画税の賦課に至る流れ

当別町で都市計画税が賦課されている区域は、本町地区、西部地区にある用途地域 542ha のうち、本町地区の 377ha です。

【本町地区】

- ・昭和 5 1 年 用途地域指定
↓ 一定の都市計画施設整備後(8 年)
- ・昭和 5 9 年 都市計画税賦課

【西部地区】

- ・平成 7 年 西部地区用途地域指定時の説明会
↓ 本町地区と同様、一定の都市計画施設を整備後に賦課と説明
- ・平成 8 年 用途地域指定
- ・平成 2 1 年度都市計画税賦課

■ 住民説明会を開催



西当別コミセンでの説明会

11 月下旬から 12 月上旬にかけて、課税地区の住民を対象とした都市計画税に係る説明会を開催。

質疑では、課税に至った経緯、今後町が行う都市計画施設の整備計画や具体的な課税額に対しての質疑応答がありました。説明会で皆様から出された質問や意見の詳細、これからの都市計画税の賦課に向けた町の取り組みについては随時お知らせします。

▼ 問合せ

- 課税区域など 建設水道部都市計画課都市計画係 (☎ 23 - 3198)
- 税額など 総務部税務課資産税係 (☎ 23 - 2333)

固定資産税と都市計画税との比較

●都市計画税の算定には固定資産税の評価額が用いられます。

【例】

住宅が建っている宅地と住宅の税額

- ・宅地 330 m²
評価額 3,366,000 円
- ・専用住宅 木造 2 階建
延床面積 132 m² H 8 建築
評価額 4,180,000 円 の場合



【固定資産税】

住宅用地の課税標準の特例		
	評価額	計算式
200 m ² までの分	2,040,000 円	評価額× 1/6 = 340,000 円
200 m ² を超える分	1,326,000 円	評価額× 1/3 = 442,000 円
計		782,000 円

固定資産税課税標準額
782,000 円 + 4,180,000 円 = 4,962,000 円
固定資産税課税標準額×税率=固定資産税額
4,962,000 円× 1.4/100 = 69,400 円

【都市計画税】

住宅用地の課税標準の特例		
	評価額	計算式
200 m ² までの分	2,040,000 円	評価額× 1/3 = 680,000 円
200 m ² を超える分	1,326,000 円	評価額× 2/3 = 884,000 円
合計		1,564,000 円

都市計画税課税標準額
1,564,000 円 + 4,180,000 円 = 5,744,000 円
都市計画税課税標準額×税率=都市計画税額
5,744,000 円× 0.25/100 = 14,300 円

当別町表彰式

当別町の発展に尽くされた方や善行があった方の功績をたたえるため、「当別町表彰式」が11月3日（文化の日）にゆとろで行われました。

町政功労者賞

いずれかの貢献賞を受賞し、その後も功労が特に顕著であると認められた方へ贈られます

神林 俊一さん（六軒町 67歳）

町議会議員（平成15年5月～現在）

山田 岩雄さん（美里 77歳）

商工会会長（平成3年5月～平成6年5月）

高橋 繁さん（蕨岱 68歳）

農業委員（昭和62年7月～平成14年7月）

福井 昭和さん（六軒町 70歳）

商工会監事（平成18年5月～現在）

島谷 昭義さん（太美南 78歳）

国民健康保険運営協議会委員（昭和58年10月～平成19年9月）

自治貢献賞

町の自治進展に尽力または貢献し、多年業務に精進し、その功績が顕著である方へ贈られます。

高谷 茂さん（栄町 56歳）

町議会議員（平成9年7月～現在）

斉藤 義則さん（金沢 59歳）

消防団員（昭和47年8月～平成19年3月）

坂井 清一さん（ビトエ 69歳）

消防団員（昭和40年9月～平成19年1月）

平塚 敏明さん（中小屋 55歳）

消防団員（昭和50年4月～平成19年3月）

善行賞

寄附など、一般の模範となる善行のあった方へ贈られます。

下段 寿之さん（樺戸町 70歳）



おめでとうございます

後列左から

高橋教育長 下段さん 高谷さん 斉藤さん
坂井さん 平塚さん 近藤副町長

前列左から

高橋さん 山田さん 神林さん
泉亭町長 福井さん 島谷さん

石狩川の自然再生を目指して

当別川と石狩川の合流地点は、洪水対策として曲がっている川を直線にする「捷水工事」^{しょうすい}や増水しても溢れないように川底を削る「浚渫工事」^{しゅんせつ}が進められてきました。その結果、水辺植物の減少や浅場が減ったことにより小魚が減少し、それを餌にする鳥類にも影響がでました。

このことを受けて、北海道開発局石狩川開発建設部は、当別川と石狩川の合流地点に沼や湿地を中心とした自然環境を再生する計画を進めています。

石狩川下流当別地区自然再生整備計画

計画の目標

当別川と石狩川合流地点ではかつては河川の氾濫に伴って広い湿原が広がり、また、背後には湖沼が点在する、湿地性・草原性の生物にとって豊かな生息環境でした。川沿には多種多様な樹林帯が存在し、支川と共に流域内に縦横断的に広い樹林のネットワークを形成していました。これらの自然環境がかつて形成されていた、昭和30年代の湿地・樹木環境を再生するために、「石狩川下流自然再生計画書」をもとに、今後整備を進めていきます。

計画の概要

この計画では、人為的な整備を最小限に留めながら、既存の草原や沼を利用して、多くの鳥や魚、昆虫が生息できる豊かな湿地と樹林環境を再生していきます。

整備の予定は、河川の川岸に浅場を作り、小魚等が生息しやすい環境を整えたり、「ワンド」と呼ばれる入江状の水域を作って、河川の流れによって変化のある水場環境を作ります。また、現在残っている沼や水溜りを繋げて大きな水場を作り、河川の増水時には水が浸入できるようにして、大湿地帯を形成させます。



ワークショップで評価・見直しをします

この自然再生の実施にあたっては地域的な協働・連携を必要とし、学識経験者や地域住民、河川環境の活動を行っているNPOや自治体がワークショップを作り、「石狩川下流当別地区自然再生実施計画書」の作成と実施、追跡調査、評価、見直しを行います。

当別町からは、西当別地区の町内会長が中心となって「当別ワンド構想の早期実現を目指す住民協議会」を設立し、ワークショップに参加して地域の声を計画に反映するように進めています。

ワークショップは今年度については5回の開催を予定していて、現在まで3回のワークショップが開かれて、整備の方向性や生物環境についての議論が進んで

います。来年度からはこの計画書をもとに事業が実施される予定です。

計画やワークショップについては、石狩川開発建設部札幌河川事務所のホームページに詳細が掲載されています。

▼問合せ 石狩川開発建設部札幌河川事務所
(☎ 011 - 581 - 3215)

ホームページ
<http://www.is.hkd.mlit.go.jp/08isiken/02genba/21sapporo/index.html>

役場企画課 (☎ 23 - 3042)